

企業買収に係るデューデリジェンスと
有価証券の取得価額

明治学院大学法学部教授 渡辺 充

国税不服審判所【高松裁（法）令5-4】令6・1・24裁決（TAINS: FO-2-1232）

Brush up
point

本件は、請求人が買収した会社に係るデューデリジェンス（Due Diligence、以下、「DD」という。）費用が、当該会社の株式の購入のために要した費用であり当該株式の取得価額に算入すべきものか否かが争われている。国税不服審判所は、次の判断ポイントにより、DD費用は、当該会社の株式の購入のために要した費用であり取得価額に算入すべきものとして、請求人の主張を退けた。

- (1) 特定の有価証券を取得する前提で行うDD費用は、その特定の有価証券の取得を断念した場合を除き、当該有価証券の取得を目的としてその取得に関連して支出する費用というべきである。
- (2) 本件各DD費用は、買収対象会社の各株式という特定の株式の取得を目的としてその取得に関連して支出した費用であると認められる。
- (3) 本件各DD費用は、特定の株式の取得を目的としているところから、法人税法施行令119条1項1号に規定する「その有価証券の購入のために要した費用」に該当する。
- (4) 法人税法施行令119条1項1号の「購入手数料その他その有価証券の購入のために要した費用」には、原則として、当該株式の取得を目的としてその取得に関連して支出する一切の費用が含まれると解されることから、特定の株式を購入するか否かの意思決定を得るための費用も当該株式の取得を目的としてその取得に関連した支出であることに変わりはなく、株式を購入すると決めた後の費用のみが法令に規定する「その有価証券の購入のために要した費用」に該当すると解することはできない。

【動画解説】

この記事については、著者が解説動画をYouTubeにアップしており、次のQRコードから視聴できます。是非、ご覧ください（35分）。
<https://youtu.be/NsWWeUTPb78>



I 事実関係

〔1〕本件は、審査請求人が、買収した会社に係るデューデリジェンス（Due Diligence：企業買収価格を決定する際、買収者が買収対象会社の財務などに関する情報を入手し、その情報が真実であるかを調査することをいう。以下、「DD」という。）費用について損金の額に算入し法人税の確定申告をしたところ、原処分庁が、当該DD費用は、当該買収対象会社の株式の購入のために要した費用であり当該株式の取得価額に算入すべきものとして、法人税等の更正処分等を行ったことから、請求人が原処分の全部の取消しを求めた事案である。

〔2〕審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

① P社買収DD費用

請求人は、企業買収を行うに当たり、買収の対象となるP社に令和元年12月10日付で株式の譲受けに係る意向表明書を提出し、P社が応諾した後、DDを実施し、DDの結果を踏まえて、P社を買収するか否かについて、取締役会又は常務会で決定することとした。

請求人は、P社に関する、法務DD、財務DD及び税務DDをそれぞれ専門機関に委託した。P社の買収に係る株式譲渡契約の締結については、請求人が令和2年2月28日に開催した取締役会において承認可決され、請求人は、P社の株主との間で、令和2年2月28日付の株式譲渡契約書を取り交わし、P社の株式を譲り受けた。

請求人は、この法務DD、財務DD及び税務DDに係る各対価の額を雑費として、令和2年3月期に下記の【表1】に示す金額を損金の額として算入した。

② その他の買収DD費用

請求人は、上記P社の他、Q社、R社、S社についても、同様な手順を踏み、各買収対象会社の株式買収に係るDDを行った。今、その手順についての経緯は本稿では省略するが、本件各DD費用を一覧表にすると、次の【表1：本件各DD費用】のとおりである。

【表1：本件各DD費用】

《P社関係DD費用》

計上年月日	支出先	支出の内容	税抜金額
R2.3.19	〇〇〇	法務DD	400,000円
R2.3.31	〇〇〇	財務DD	5,880,693円
		税務DD	
		合計	6,280,693円

《Q社関係DD費用》

計上年月日	支出先	支出の内容	税抜金額
R3.3.31	〇〇〇	法務DD	2,631,582円
R3.3.31	〇〇〇	財務DD	7,735,445円
		税務DD	
		合計	10,367,027円

《R社関係DD費用》

計上年月日	支出先	支出の内容	税抜金額
R3.9.30	〇〇〇	法務DD	3,228,837円
R3.9.30	〇〇〇	財務DD	8,330,207円
		税務DD	
		合計	11,559,044円

《S社関係DD費用》

計上年月日	支出先	支出の内容	税抜金額
R4.3.31	〇〇〇	法務DD	300,000円
R4.3.31	〇〇〇	財務DD	2,502,280円
		税務DD	
		合計	2,802,280円

II 主たる争点と当事者の主張

本件の主たる争点は、本件各DD費用は、法人税法施行令119条1項1号に規定する「その有価証券の購入のために要した費用」に当たるか否かである。両当事者の主張は、次のとおりである。

請求人の主張	原処分庁の主張
<p>本件各DD費用は、法人税法施行令119条1項1号に規定する「その有価証券の購入のために要した費用」に当たらない。</p> <p>「その有価証券の購入のために要した費用」は、株式を購入すると決めた後の費用のみが該当する。</p> <p>本件において、請求人の企業買収においては、取締役会の決議により、初めて株式を購入する意思決定がなされるものであり、本件各DD費用は、取締役会等の意思決定前に発生したものであることから、本件買収対象会社の各株式を購入するか否かの意思決定を得るための必要経費である。</p>	<p>本件各DD費用は、法人税法施行令119条1項1号に規定する「その有価証券の購入のために要した費用」に当たる。</p> <p>特定の有価証券を取得する意図の下で当該有価証券の取得に関連して支出された費用は、有価証券を取得するために要した費用と解される。</p> <p>本件において、請求人は、遅くとも意向表明書に対する受領書又は応諾書を受領した時点で、本件買収対象会社の各株式を取得する意図があり、本件各DD費用は、本件買収対象会社の各株式の取得に関連して支出された費用と認められる。</p>

III 裁決の要旨

〔1〕国税不服審判所は、はじめに、法人税法施行令119条1項1号の法令解釈につき、次のとおり判断した。

「内国法人が購入した有価証券の取得価額は、その購入の代価（購入手数料その他その有価証券の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）とする旨規定しているところ、この『購入手数料その他その有価証券の購入のために要した費用』とは、その文言からすれば、実際に取得した有価証券について、原則として、当該有価証券の取得を目的としてその取得に関連して支出する一切の費用が含まれると解するのが相当である。」

〔2〕次に、本件についての法令解釈の当てはめであるが、まず、「例えば、取得しようとする有価証券の候補が複数ある場合において、いずれの有価証券を取得すべきかを決定するために行うDDに係る費用は、通常、取得を目的とする株式が特定されていないことから、実際に取得した有価証券の取得との関連性は希薄であるといえる。しかし、少なくとも、特定の有価証券を取得する前提で行うDDに係る費用は、その特定の有価証券の取得を断念した場合を除き、当該有価証券の取得を目的としてその取得に関連して支出する費用というべきである。」とし、買収目的の有価証券が特定されているか否かという判断基準をまず示した。

そこで、本件の場合、「本件買収対象会社に対するDDに係る見積書、DDの報告書及び業務委託契約書において、いずれも対象業務や委託する業務等として本件買収対象会社の各株式取得に伴うなどと記載されていることからすると、請求人は、本件買収対象会社に対するDDを、本件買収対象会社の各株式という特定の株式の取得を目的として委託したものと認められる。」とし、本件各DD費用は、本件買収対象会社の各株式という特定の株式の取得を目的としてその取得に関連して支出した費用であると認められると判断し、本件各DD費用は、法人税法施行令119条1項1号に規定する「その有価証券の購入のために要した費用」に当たると判断した。

〔3〕請求人は、本件各DD費用は、取締役会等の意思決定前に発生したものであることから、株式を購入するか否かの意思決定を得るための必要経費であり、「その有価証券の購入のために要した費用」に当たらない旨主張したが、この点については、審判所は、次のとおり判断した。

「企業買収において、実際に特定の株式の取得が完了するまでの一連の流れからみれば、特定の株式を購入するか否かの意思決定を得るための費用も当該株式の取得を目的としてその取得に関連した支出であることに変わりはなく…『購入手数料その他その有価証券の購入のために要した費用』には、原則として、当該株式の取得を目的としてその取得に関連して支出する一切の費用が含まれると解されることから、株式を購入すると決めた後の費用のみが法人税法施行令第119条第1項第1号に規定する『その有価証券の購入のために要した費用』に該当すると解することはできない。」

「本件各DD費用は本件買取対象会社の各株式という特定の株式の取得を目的としてその取得に関連して支出した費用であるとの判断は、取締役会等によって意思決定される前後で変わるものではない。これに対し、仮に請求人が主張するように取締役会等による意思決定を判断基準とするのであれば、取締役会等の開催時期を前後させるなど恣意の介在する余地が生じることとなり、こうした事態は、公平な所得計算を行うべきであるという法人税法上の要請に反するものといわざるを得ないのであって、法人税法がそのような事態を容認しているとは解されない。」

IV 解説

〔1〕DD費用の取扱いが大きく話題となった事案として、ソフトバンクグループが、東京国税局の税務調査を受け、2021年3月期までの2年間で約370億円の申告漏れを指摘され追徴課税された事案がある。その内容は、傘下のスプリントとTモバイルUSの合併に伴い発生したDD費用などの新会社株式の取得関連費用を雑損失として計上していたところ、税務当局がこれを株式の取得価額に算入すべきと指摘したものである。

企業としては、このDD費用をその発生した事業年度の損金として処理できれば短期的な視点からすると、当該企業の利益を減少させることができ、いわばその分の節税メリットがある。しかし、株式の取得価額に算入してしまうと、株式の場合は減価償却資産とは異なり、追加支出額についてその後の事業年度において費用配分（償却）できず、結局、その株式を売却するまではDD費用の損金化がはかれないといったデメリットがある。筆者は、基本的に本件判決（以下、「高松判決」という。）の判断には賛成するが、このようなデメリットについての解消も考えると、その処理は企業の選択にまかせることも一案と考える。この点については後述する。

〔2〕まず、DD費用の取扱いについては、企業会計上のアプローチと税法上のアプローチがある。企業会計においては、平成25年9月13日付「企業結合会計基準」の改正前後で、その取扱いは異なる。改正前までは、企業結合に直接要した支出額のうち、取得の対価性が認められる費用は取得原価に含め、それ以外の支出額は発生時の事業年度の費用とされていた。しかし、改正後の企業結合会計基準では、取得関連費用は一律に発生した事業年度の費用として処理することとされた*1。

ただし、個別財務諸表上の付随費用については、「個別財務諸表における子会社株式の取得原価は、従来と同様に、金融商品会計基準*2及び日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14

*1 企業結合に関する会計基準26項…「取得関連費用（外部のアドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等）は、発生した事業年度の費用として処理する。」

*2 金融商品会計に関する実務指針56項 付随費用の取扱い…「金融資産（デリバティブを除く。）の取得時における付随費用（支払手数料等）は、取得した金融資産の取得価額に含める。ただし、経常的に発生する費用で、個々の金融資産との対応関係が明確でない付随費用は、取得価額に含めないことができる。」

号『金融商品会計に関する実務指針』に従って算定することに留意する。」（企業結合会計基準94項）とされたことから、改正後の企業結合会計基準の適用はなく、契約が成立した場合の財務調査費用は株式の取得に係る付随費用として取得原価に含めることになり、一方で、契約が成立しなかった場合の財務調査費用は、費用処理することになった。つまり、企業会計上は、連結財務諸表上の処理と個別財務諸表上の処理が異なる点にまず注意する必要がある。

〔3〕次に税務上の取扱いは、本件で争点となったとおり、企業買取により「購入した有価証券」については、法人税法施行令119条1項1号に、「その購入の代価（購入手数料その他その有価証券の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）」とされており、カッコ書きの「購入のために要した費用」の範囲が問題である。なお、法人税基本通達2-3-5には、有価証券の購入のための付随費用として、いわゆる少額なものは取得価額に算入しないことができるものとして、次のとおり定めている。

「令第119条第1項第1号『購入した有価証券の取得価額』に規定する『その他その有価証券の購入のために要した費用』には、有価証券を取得するために要した通信費、名義書換料の額を含めないことができる。」

外国有価証券の取得に際して徴収される有価証券取得税その他これに類する税についても、同様とする。（平12年課法2-7「四」により追加、平15年課法2-7「八」により改正）

この限りにおいては、「有価証券の購入のために要した費用」の範囲については、必ずしも明らかとはいえない。

ただ、本件高松判決の事件以前に、国税不服審判所福岡支部【福岡裁（法）平21第12号】平成22年2月8日判決（TAINS:F0-2500）があり（以下、これを「福岡判決」という。）、この福岡判決では、「どの有価証券を購入するか特定されていない時点において、いずれの有価証券を購入すべきであるか決定するために行う調査等に係る支出は、この有価証券の購入のために要した費用には当たらないものの、特定の有価証券を購入する意図の下で当該有価証券の購入に関連して支出される費用は、有価証券の購入のために要した費用として当該有価証券の取得価額に当たるものと解される。」とし、さらに意思決定のタイミングが重要であるとし、「平成19年7月18日に開催した臨時取締役会において、本件株式を取得する旨決議していることからすれば、請求人は同日において、本件株式を取得することを決意していたと認められる。そして、請求人は…平成19年7月26日に…財務調査を依頼し、その調査報告書を同年8月9日に受領したことから」、特定の有価証券を購入することを決定した後に当該有価証券の購入に関連して支出される費用は、法人税法施行令119条1項1号の「有価証券の購入のために要した費用」とすると判断した。

したがって、この福岡判決以降、①（臨時）取締役会において特定の株式を取得する旨を決議していること、②外部機関との業務委託契約において、その調査の目的が特定株式の買収についての意思決定の参考とするためであることが、実務上も「有価証券の購入のために要した費用」の要件と考えられてきたのである。

本件高松裁決も、基本的にこの福岡裁決による判断を踏襲しているが、さらに一步進んで、①（臨時）取締役会において特定の株式を取得する旨を決議していることという要件は不要であると判断している。すなわち、上記裁決の要旨にあるとおり、「取締役会等による意思決定を判断基準とするのであれば、取締役会等の開催時期を前後させるなど恣意の介入する余地が生じる」としてこれを切り捨てている。この点は、従来の福岡裁決に加え、新しい判断を示したものであり、重要な点といえる。

[4] なお、国税庁の【質疑応答事例】に「合併に伴うデューデリジェンス費用の取扱い」（平成30年12月26日）がある*3。この【照会要旨】は、次のとおりである。

「当社は、A社を吸収合併（以下「本件合併」といいます。）することを計画しています。本件合併の実施に当たり、当社は、専門家に対して、A社の事業内容や権利義務関係の把握、企業価値の評価、合併の実行に必要な手続の把握等を内容とするいわゆるデューデリジェンスを委託しました。

このデューデリジェンスに要する費用は、本件合併により移転を受ける減価償却資産の取得価額に含めるなど資産として計上せずに、一時の損金として処理して差し支えありませんか。

また、本件合併が適格合併に該当する場合と非適格合併に該当する場合とで、取扱いに違いはありますか。」

これに対する【回答要旨】は、「ご照会のデューデリジェンス費用は、一時の損金として処理することになります。また、本件合併が適格合併に該当するか否かで取扱いに違いはありません。」というものである。

すなわち、合併に係るデューデリジェンス費用は、被合併法人の事業内容や権利義務関係の把握などを内容とする業務委託に要する費用であり、当該合併により移転を受ける個々の減価償却資産を事業の用に供するために直接要した費用には該当しないものであり、それは当該合併が適格合併に該当するか否かを問わず、当該合併により移転を受ける減価償却資産の取得価額には含まれないということである。同様に、当該合併により移転を受ける棚卸資産がある場合も、その取得価額には含まれないことになる。

つまり、合併における株式の移動は、基本的に被合併法人の株主に対して、適正な合併比率により合併法人の株式が交付されることになり、合併法人において被合併法人の株式を取得（買収）するという行為はなく、それにより、株式取得のための付随費用という概念も当然起らない。したがって、合併におけるDD費用については、個別財務諸表上も含めて会計上は費用となり、税法上も上記【質疑応答事例】にあるとおり、被合併法人の調査に係る業務委託費用であるため、適格か非適格かを問わず損金計上が認められるのである。

すると、上述した買収に係るDD費用の損金化がはかられないデメリットについてであるが、

そもそも株式所有の目的は、剰余金の配当を受けることと議決権を有すること（経営権の取得）である。本件のように企業買収に伴う株式所有の目的は経営権の取得にあり、このDD費用としての投下資本の回収は、結局、当該株式を売却した際にできるものであるが、経営権の取得ということは、長期的にみた場合、その株式の売却を予定しないものであるから、投下資本を早期に回収しなければならないとする発想がない。したがって、その取得のために要した費用は、当該取得株式の取得価額に算入することに合理性が与えられ、法人税法施行令119条1項1号に該当するという解釈に妥当性があることになる。

しかし、企業買収に係る株式価値の評価は、本来、資産価値と事業価値に基づいて計算された理論株価をベースに計算されるもので、その企業価値を測定することがDDである。つまり、DDによって株式は、減価償却資産のように資金的支出があり価値の増加が見られるものではなく、経営権の取得という本来測定されるべき企業価値とは関係のない支出である。すると、対象となる株価形成の本質から外れるDD費用は、上記の合併の場合と同様に、単なる買収法人の調査に係る業務委託費用とすることも認められてよいのではないかと考える。

〔わたなべ・みつる〕

*3 <https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/33/46.htm>